

平成 23 年度 総合クリーンセンター排ガス放射性物質濃度測定結果について

測定機関：日本環境株式会社 横浜事業所

測定方法：放射能濃度等測定方法ガイドライン（環境省）準拠

使用測定器：セイコー・イージーアンドジー株式会社製 SEG-EMS（ゲルマシステム）

オルテック社製 Ge 半導体検出器 GEM20-70（検出器部）

排ガス放射性物質濃度検査

単位：Bq/Nm³

試料採取日	号炉	試料種類	放射性 セシウム 134	放射性 セシウム 137	放射性 セシウム 合計	検出下限値
1月25日	1号炉	ろ紙部	不検出	不検出	不検出	2
		ドレン部	不検出	不検出	不検出	2
1月26日	2号炉	ろ紙部	不検出	不検出	不検出	2
		ドレン部	不検出	不検出	不検出	2
1月27日	3号炉	ろ紙部	不検出	不検出	不検出	2
		ドレン部	不検出	不検出	不検出	2

※ 不検出とは、検出下限値未満を表します。

※ 検出下限値とは、測定で検出できる最小の値であり、分析装置に充填する資料の密度等の影響を受けて測定ごとに異なる値を示します。

※ 排ガスに含まれる放射性物質のうち、粒子状のものについては微細な粒子まで捕捉できるフィルター（ろ紙部）で、その他のものは捕集水（ドレン部）へ吸収されます。

※ 排ガスの基準として次の式が示されています。

$$\frac{\text{セシウム 134 の濃度 (Bq/ Nm}^3\text{)}}{20 \text{ (Bq/ Nm}^3\text{)}} + \frac{\text{セシウム 137 の濃度 (Bq/ Nm}^3\text{)}}{30 \text{ (Bq/ Nm}^3\text{)}} \leq 1$$

(例) セシウム 134 の合計が 4Bq/ Nm³、セシウム 137 の合計が 9Bq/ Nm³ 検出された場合は次のように計算します。

$$\frac{4}{20} + \frac{9}{30} = 0.5 \leq 1$$